

# 青森県報

第千七十九号

令和八年  
六月十七日  
(水曜日)

## 目次

- 障害福祉サービス事業者の指定……………(障  
社が課い) ……一
- 道路の区域の変更……………(道  
路課) ……一
- 液化石油ガス販売事業者の認定……………(消  
保安課) ……二

## 選挙管理委員会

- 個人演説会等を開催することのできる施設の指定の一部改  
正……………(事  
務局) ……二

## 告 示

### 青森県告示第百六十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第

1	図面 番号	道路 種類	路線名	変 更 の 区 間	変更の 前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
県 道			名川階上線	三戸郡階上町大字赤保内字茨島五の七から 三戸郡階上町大字赤保内字茨島五の二九まで	前 後	一三・五三メートルから 一四・一二メートルまで 一〇・五四メートルから 一三・七八メートルまで	七・二六メートル 七・二六メートル	

百二十三号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和八年六月十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う事業所	指定年月日
社会福祉法人東奥会	就労継続支援B型	ココロネソリューションズ 弘前市大字土手町二一の七	令和八・六一
八戸市大字廿三日町三九			

### 青森県告示第百六十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。  
なお、その関係図面は、告示の日から令和八年七月十六日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和八年六月十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県告示第三百六十五号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第三十五条の六第一項の規定により、次の液化石油ガス販売事業者を認定したので、同法第八十八条第二項第一号の規定により告示する。

令和八年六月十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

氏名又は名称 津軽みらい農業協同組合	代表者の氏名 奈良 寧	住 所 平川市本町北柳田二三の八	認定 年月日 令和 八・六・九
株式会社オキタ工業	起田 芳夫	十和田市元町西四丁目一の四一	〃

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第五十五号

平成八年十月四日青森県選挙管理委員会告示第五十八号（個人演説会等を開催することのできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和八年六月十七日

青森県選挙管理委員会委員長 鶴 岡 真 治

表中

六ヶ所村立総合体育館	の〃一	六ヶ所村大字尾駮字野附五三四
六ヶ所村尾駮地区学習等 供用センター	の〃三	六ヶ所村大字尾駮字家ノ前九九

を

六ヶ所村倉内集会所

〃 六ヶ所村大字倉内字道ノ下二四

六ヶ所村立総合体育館

の〃一 六ヶ所村大字尾駮字野附五三四

六ヶ所村酪農会館

の〃一 六ヶ所村大字倉内字笹崎八六八

六ヶ所村酪農会館

の〃一 六ヶ所村大字倉内字笹崎八六八

尾駮コミュニティセンター

一〃の一 六ヶ所村大字尾駮字野附一一六

倉内コミュニティセンター

の〃一 六ヶ所村大字倉内字道ノ上二二

に改める。

を

に、

（発行者・発行人）  
青森市長島一丁目一番一号  
青森県

（印刷所・販売人）  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付二十四円九十五銭